

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 労働関係法 | 職場と労働法 2 活動編 (13) 多様な労働時間の使い方「変形労働時間制」①

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

職場と労働法 2 活動編 (13) 多様な労働時間の使い方「変形労働時間制」①

多様な労働時間の使い方「変形労働時間制」

ルールを知らなきゃ判断できない

一ヶ月単位の変形制

労基法第32条の2

導入要件

- 就業規則（これに準じるもの）や労使協定及び労使委員会・労働時間等設定改善委員会の決議により導入できますが、次の事項を定めることが必要です。
 - ①変形期間を一ヶ月以内とすること。
 - ②その期間内で平均して週当たりの労働時間が法定時間の総枠の範囲内であること。
 - ③変形期間における各日、各週の労働時間を特定する（労働時間の長さ、始終業時刻）
 - ④変形期間の起算日を特定すること。
- 業務の都合によって任意に労働時間を変更することがないこと。
- 10人未満の労働者を常時使用する事業所は、労働者への通知を怠らないこと。
- 労働基準監督署長へ届け出ること。

【変形期間の日数とその所定労働時間の総枠】

週 月	28日	29日	30日	31日
週40時間	160.0時間	165.7時間	171.4時間	177.1時間

週法定労働時間 × 変形期間の暦日数

割増賃金

一ヶ月単位の変形労働時間制を採用した場合の法定時間外労働となるのは、

- ①1日については、特定した日はその時間を超えて労働した時間。
それ以外は、8時間を超えた時間。
- ②一週間については、特定された週はその時間を超えて労働した時間。
それ以外の週は40時間を超えて労働した時間。
- ③変形期間については、変形期間における法定労働時間の総枠を超えて労働した時間

変形労働時間制は、S六三年の法改正において、一ヶ月・フレックスタイム制・三ヶ月（後に一年）単位の変形制・一週間単位の非定型的変形制が導入されました。その理由は社会経済情勢、産業構造の変化に適応する、労働時間短縮を目的に、労使による主体的取組みを促進するため弾力的対応が可能な枠組みの設定でありました。別な視点からみると、労働時間を活用した「多様な働き方」の設計です。これまでは、労働契約を通し雇用のあり方をみてきましたが、この変形制は労働条件の中核である労働時間を活用しての雇用のあり方と言い換えることもできます。

私たちは一つの制度（政策）が一人歩きしたり、別な分野に転用される現実を多々目にしています。そして、例外なき制度はないと言われる現実も知っています。

このような弾力性は使い勝手の良さを意味します。したがって、もっと良くと制度の発展を望みます。このようなことが、裁量労働制や今日大変な論議を巻き起こしているホワイトカラー・エグゼンプションへ繋がっているように思います。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🏠 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.